

認可保育所における無償化及び保育料の軽減について

1 概要

令和元年10月1日に施行される子ども・子育て支援法等の一部改正による幼児教育・保育の無償化に向けた取組を踏まえ、対象となる子どもの保育料を無償化し、併せて、無償化の対象外となる世帯のうち、多子世帯の保育料に係る負担軽減措置を拡充するため、条例を改正する。

2 改正の内容

(1) 3歳から5歳までの全児童の保育料を無償化

(0歳から2歳までの児童のうち、住民税非課税世帯の保育料は、すでに無償)

(2) 0歳から2歳までの児童の属する住民税課税世帯のうち、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、第2子の保育料に係る負担軽減措置を以下のとおり拡充する。

ア 区民税所得割額85,000円未満(C～D4階層)の世帯に限定していた保育料の多子軽減(第2子軽減)の兄、姉の年齢制限(小学校就学前)及び同一世帯の基準の撤廃を、全保育料階層において実施する。

イ 第2子の保育料については、以下のとおりとする。

保育認定	対象世帯の基準	現行	改正後
3号	区民税所得割額 280,000円以上から378,000円未満 (D13～D17階層)	百分の六十	百分の五十
	区民税所得割額 378,000円以上 (D18～D25階層)	百分の七十	百分の五十

3 適用

令和元年10月1日から適用